

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業に関する基本協定書（案）

「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して、静岡県（以下「発注者」という。）及び本事業の受注者の候補者（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、本事業に関し発注者が実施した技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による発注プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、優先交渉権者の技術提案書等を特定したことを確認し、発注者と優先交渉権者が相互に協力して円滑かつ確実に本事業を遂行し、発注者と優先交渉権者による建設工事請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第 2 条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定するまでの間、本協定を履行する。

3 優先交渉権者は、各事業契約にかかる業務に関するもののほか、本事業の実現に必要な諸手続において責任をもって必要な資料を作成する。

（定義・適用関係）

第 3 条 本協定にて用いられている用語の意味は、本協定に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、発注者が本プロポーザルにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書として公表されたもの（以下、併せて「要求水準書等」という。）に定義された意味を有するものとする。

2 本事業における適用書類及び優先順位は、資料 4-1 要求水準書（第 1、3）の定めによる。

（有効期間）

第 4 条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第 14 条から第 17 条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（事業の概要）

第 5 条 発注者及び優先交渉権者は、本事業を構成する業務、当該業務にかかる事業費（業務委託費・請負代金額、消費税額及び地方消費税の額を含む。）、及び実施期間が以下のとおりであることを相互に確認する。

（1）設計業務（基本設計・実施設計）

上限金額： ＊ ＊ ＊ 円、実施期間：202 ＊ 年 ＊ 月～ 202 ＊ 年 ＊ 月

資料 8

(2) 施工業務（建設工事）

上限金額： ＊ ＊ ＊ 円、実施期間：202 ＊ 年 ＊ 月～ 202 ＊ 年 ＊ 月

(3) 監理業務

上限金額： ＊ ＊ ＊ 円、実施期間：202 ＊ 年 ＊ 月～ 202 ＊ 年 ＊ 月

（設計等）

第 6 条 発注者及び優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本協定締結後速やかに、本工事請負契約の締結に向けて、本プロポーザルに係る設計業務委託契約（以下「本設計業務委託契約」という。）を締結する。

2 発注者は、優先交渉権者が行う設計業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（価格等の交渉）

第 7 条 発注者及び優先交渉権者は、第 6 条に規定する設計業務で作成される設計の内容や成果物及び第 5 条の工事事業費に基づき、次項以下のプロセスを通じて工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意に至るよう努める。

2 優先交渉権者は、設計の初期段階、基本設計完了、その他発注者が必要と認める時期に、全体工事費を記載した工事費内訳書及びその算出の根拠となった資料（以下「工事費内訳書等」という。）を発注者に提出し、要求水準書等及び第 5 条の事業費に照らした妥当性の確認を行い、設計及び見積条件等について必要な見直しを行う。

3 優先交渉権者は、実施設計完了時において、実施設計に基づく工事費の優先交渉権者の見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。

4 発注者は、優先交渉権者に対し、前二項の規定による工事費内訳書等及び見積書等の提出に関し、その内容、様式、提出方法、提出期日等を書面にて事前に通知する。

5 発注者及び優先交渉権者は、設計段階で確認された事項及び設計成果物等、見積書等及び発注者の求めに応じた見積根拠資料に基づき、価格等の交渉を行う。この場合において、優先交渉権者の見積書の見積額が第 5 条の事業費（事業費を変更した場合はその変更後の額。以下同じ。）に対し著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。

6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。

7 前 2 項に基づく交渉の結果、優先交渉権者の見積書の見積額が第 5 条の工事事業費に対し著しく乖離していない場合、その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。

8 第 5 項及び第 6 項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

（建設工事請負契約締結手続等）

第 8 条 優先交渉権者は、前条第 7 項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。

資料 8

- 2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。
- 3 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については建設工事請負契約約款第 25 条に基づく請求の対象外とする。
- 4 優先交渉権者は前条第 3 項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。
- 5 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。なお、本工事請負契約は、仮契約を締結し、県議会の議決をもって契約成立となる。

（価格等の交渉の不成立）

- 第 9 条 発注者は、第 7 条第 8 項により価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 前項に規定する場合、本設計業務委託契約の業務委託料を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第 14 条から第 17 条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
 - 3 発注者は、優先交渉権者と本工事請負契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順の事業者（以下「次点者等」という。）と、受注の意向を確認した上で技術協力業務等の業務の委託契約締結及び設計内容の修正を行い、価格等の協議が成立した者と本工事請負契約を締結するものとする。

（上限金額の遵守）

- 第 10 条 優先交渉権者は、第 5 条に定めた事業費の上限金額を遵守する。
- 2 優先交渉権者は、本工事請負契約締結までの間において、要求水準（要求水準書等に基づき発注者が本事業について優先交渉権者に求める水準をいう。ただし、技術提案書の内容が要求水準書等の内容の水準を上回る場合は、当該部分の限り技術提案書の内容の水準を適用する。以下同じ。）の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、上限金額の範囲内で本工事請負契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。
 - 3 前項の場合において、優先交渉権者は、自らの努力のみでは合理的に要求水準を満たすことができないときは、上限金額を遵守する上で必要と認められる要求水準の変更を提案し、発注者と協議する。
 - 4 本工事請負契約締結までの物価変動については、原則として上限金額又は要求水準の変更又はその協議を行うべき事由には該当しないものとする。ただし、予期することのできない特別な事情により、日本国内において著しい物価変動が生じ、上限金額が不適当となったと発注者において判断できる場合に限り、発注者は優先交渉権者と協議するものとする。
 - 5 発注者は、前二項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

（業務完了期限の遵守）

- 第 11 条 優先交渉権者は、第 5 条に定める各業務の実施期間を遵守する。

資料 8

- 2 優先交渉権者は、本協定の締結後 14 日以内に、本協定の締結日から本事業全体の完了日までの総合工程表を発注者に提出し、確認を受けなければならない。
- 3 優先交渉権者は、本協定書の義務の履行を総合工程表に従い実施し、総合工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
- 4 優先交渉権者は、総合工程表について変更があった場合には、速やかに発注者に当該変更後の総合工程表を提出して、確認を受けなければならない。
- 5 発注者は、前項の確認の結果、総合工程表の内容が要求水準に適合しないと認める場合には、優先交渉権者に是正を求めることができる。この場合、優先交渉権者は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。
- 6 優先交渉権者は、要求水準の変更又は法令変更等の事態が生じた場合においても、各実施期間を遵守するよう最大限の努力をするものとする。
- 7 優先交渉権者は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に業務の実施期間を遵守することができないときは、実施期間の遵守に必要と認められる要求水準の変更の提案を行い、発注者と協議する。
- 8 発注者は、前項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

（履行の担保）

第 12 条 優先交渉権者は、要求水準を遵守し、発注者と十分協議を行いながら本事業を実施しなければならない。

- 2 優先交渉権者は、本事業に関して発注者に提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）が、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。優先交渉権者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、優先交渉権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 3 要求水準の内容が、優先交渉権者における是正の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合、発注者は、要求水準の未達成分に相当する金額を違約金相当額として、設計業務委託契約又は建設工事請負契約の契約金額から減額する。
- 4 優先交渉権者は、本プロポーザルにおいて提出した技術提案書の内容を、発注者の指示により不要とされた事項を除き、確実に履行しなければならない。優先交渉権者の責に帰すべき事由により不履行が生じたものについては、発注者は技術提案書不履行に関する措置を優先交渉権者に対し行うことができる。

（価格交渉不成立の場合の設計成果物の取扱い等）

第 13 条 発注者は、発注者及び優先交渉権者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合も、成立した場合と同様に、設計成果物の完成検査を行い、設計成果物の引き渡しを受け、委託料の支払いを行うものとする（「部分引渡し」を適用する場合を含む）。この場合、優先交渉権者は、本事業に関して必要な範囲で設計成果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に

資料 8

許諾し、発注者は、次点者等に対し必要に応じて優先交渉権者の設計成果物を参考とさせることができる。

- 2 前項に規定する場合において、受領した設計成果物に優先交渉権者の特許権等が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、かつ、次点者等が当該特許権等の使用を希望するときは、優先交渉権者は、次点者等が当該特許権等の使用許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 14 条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

（秘密保持等）

第 15 条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定及び本協定に基づいて締結する各契約の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（協定内容の変更）

第 16 条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 17 条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈される。

- 2 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（その他）

第 18 条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者

住所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏名：静岡県

優先交渉権者

住所：

氏名：